

お知らせ

町制施行60周年記念
2月1日(日)に3つの行事を実施します

◆記念式典

町制施行60周年を祝い、町の更なる発展を祈念するため、町制施行60周年記念式典を開催します。

時間 午前10時
場所 中央公民館大ホール
※案内状は、既に送付しています

問合せ 秘書人事係
☎内線111

◆タイムカプセル封印式

20年後の未来へ向けたメッセージを封印し、次世代につなげます。どなたでも観覧することが出来ます。

時間 午後1時
場所 中央公民館大ホール

●町制施行30周年タイムカプセルに収納されていた各種資料展示及びメッセージの引き渡し
展示及びメッセージ引渡期間 2月1日(日)～8日(日)

場所 中央公民館第5会議室
開場時間 午前9時～午後4時

お知らせ

選挙啓発
ポスターコンクール受賞おめでとう



↑佐瀬優佳さんの作品



板中1年 佐瀬優佳さん



↑峯崎結衣さんの作品



板中2年 峯崎結衣さん

平成26年度明るい選挙啓発ポスターコンクールが行われました。町内小中学校から178作品、県内から7,259作品、全国から139,582作品の応募中、板中1年、佐瀬優佳さんの作品が中央審査において、文部科学大臣・総務大臣賞を受賞しました。



↑野田ひかりさんの作品



↑館野碧美さんの作品

また、群馬県審査会において、板中2年、峯崎結衣さんが優秀賞を受賞し、東小6年、野田ひかりさん、板中3年、館野碧美さんが入選しました。

◆ポスターコンクール作品展

町の第1次審査で選出された作品を展示します。ぜひ、ご来場ください。

期間 1月7日(水)～29日(木)
※最終日は、午後3時まで。

場所 中央公民館2階ロビー
問合せ 選挙管理委員会
☎内線122

農林業センサスに
ご協力ください



農林水産省では、2月1日現在で、全国一斉に「2015年農林業センサス」を実施します。

この調査は、我が国の農林業・農山村地域の実態を明らかにするもつとも基本的な調査です。1月中旬から調査員が農林業関係者のかたがたを訪問して、調査票に農林業の経営状況などの記入をお願いいたします。

調査票にご記入いただいた内容は、統計作成の目的以外(税の資料など)に使用することとは絶対ありません。調査員について

調査員は群馬県知事が任命した特別職の地方公務員で、調査中は知事が発行した調査員証を携帯しています。

問合せ 情報広報係
☎内線151

子育て支援金を支給



町では、来年度小学校に入学するお子さんを養育しているかたに子育て支援金を支給します。

対象 板倉町に住所があり、来年度小学校に入学する児童を養育している保護者
※生活保護世帯は除く支給額

入学する児童が
○第1子 20,000円
○第2子 30,000円
○第3子以降 50,000円

申請方法 所定の申請書に必要事項を記入して申請してください(申請書は役場にあり)。
※町内の幼稚園・保育園に在園しているかたについては、各施設を通して申請書を配布します。申請期限までに幼稚園・保育園に提出してください。

申請期限 1月22日(木)
問合せ 子育て支援係
☎内線313・314

お知らせ

申告相談
住宅控除説明会・年金所得者申告相談会

▼住宅借入金等特別控除説明会
対象 住宅ローンなどを利用してマイホームの新築・購入をし、初めて住宅借入金等特別控除を受けるかた(平成26年12月31日までに居住を開始した場合に限ります)

日時 2月9日(月) ①午前9時から ②午後2時から
定員 各10名

※事前に予約が必要です。
場所 役場第2庁舎会議室
持参するもの

①年末残高証明書 ②登記事項証明書 ③契約書の写し
④住民票の写し ⑤補助金等の額が分かる書類 ⑥給与所得者のかたは、源泉徴収票(原本) ⑦認印 ⑧還付先口座(本人名義)の分かるもの

※認定長期優良住宅・認定低炭素住宅の特例を適用する場合や住宅の取得等の区分により必要書類が異なります。詳しくは、予約時にお問い合わせください。

▼年金所得者申告相談会
対象 年金所得のみのかたで、医療費控除や生命保険料

控除などの所得控除を受けるかた ※年金所得以外の所得があるかたは、申告期間(2月16日～3月16日)にご来場ください。
日時 2月10日(火)、12日(木) 両日とも午前9時～午後4時
※予約は必要ありません。
場所 役場第2庁舎会議室
持参するもの

①源泉徴収票(原本) ②医療費控除を受けるかたは、平成26年中に支払った医療費の領収書(高額療養費や生命保険などの補てんがある場合は、補てん金額の分かる書類)
※事前に領収書などの集計をしてから持参してください。

③生命保険料控除や社会保険料控除などを受けるかたは、その証明書や領収書
④認印 ⑤還付先口座(本人名義)の分かるもの

※所得控除を受けることにより、所得税が戻る場合や町・県民税が減税となる場合があります。

申込み・問合せ 住民税係
☎内線211・212

お知らせ

役場臨時職員募集
平成27年度の臨時職員を募集

希望者は期日までに臨時職員登録申込書を提出してください。応募者の中から面接などを実施し、採用者を決定します。

募集職種 ○保育士(保育士・幼稚園教諭の有資格者)
○調理員、図書事務員、用務員、一般事務補助職員など
賃金 月給142,300円
※職種により異なります。

勤務時間 月～金曜日(原則)
☎http://www.town.itakura.gunma.jp/

申告相談
町・県民税申告案内はがきでお知らせ

以前は、町・県民税の申告が必要と思われるかたに「町・県民税申告書」を送付し

申告のご案内をしていましたが、昨年度から「申告案内はがき」でのお知らせに変更となっています。従来の申告書は送付されませんのでご注意ください。

なお、申告案内はがきは1月中旬発送予定ですので、お手元に届きましたら、申告日程や必要書類など

をご確認ください。
※事前に町・県民税申告書や収支計算書が必要なかたは、最寄りの公民館または役場戸籍課窓口を用意しておりますのでご利用ください。また、これらの書類は町ホームページからも入手できます。

問合せ 住民税係
☎内線211・212
☎http://www.town.itakura.gunma.jp/